

郵便による条件付一般競争入札の参加資格等について（実施基準）

条件付一般競争入札を執行するので多摩市契約事務規則（昭和39年多摩市規則第10号）第7条及び第8条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年4月19日

多摩市長 渡辺 幸子

1 競争入札に付する事項

別に行う工事案件ごとの告示による。

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登載された業者（以下、「電子登録業者」という。）で、申請自治体「多摩市」、工事ごとに対象となる申請業種に登録があること。
- (2) 条件付一般競争入札に参加する者の資格及び指名競争入札参加者の選定に係る市内業者及び準市内業者の認定基準要領により事務所の実体のない者を除く。
- (3) 申請時において多摩市もしくは国（公社・公団を含む）又は他の地方公共団体から指名停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であって、多摩市の契約案件において、過去2年間、同法施行令第167条の4第2項の規定に該当しないものであること。
- (5) 経営不振の状態〔会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき、更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、多摩市が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。〕にないこと。（ただし、契約時に上記経営不振の状態にある者は契約しない。）
- (6) 多摩市議会議員本人及び配偶者並びにこれらの二親等内の親族が経営する企業等、又は、議員が実質的な支配力を持つと思われる企業等でないこと。
- (7) 二親等内の親族が経営する企業等又は二親等内の親族同士が株式又は出資総額の2分の1以上有する企業同士は、いずれか1者のみ本案件に参加することができる。
- (8) 事業協同組合と組合構成員は、いずれか1者のみ本案件に参加することができる。
- (9) 多摩市内の事業所で登録した電子登録業者は、東京電子自治体共同運営電子調達サービス資格審査申請サービスの多摩市の自治体個別情報に基づき当該審査対象営業年度又は最新の事業年度に係る法人の場合は法人市民税の、個人の場合は市民・都民税の納税証明書の正本及び受付票の副本もしくは受付票の写しを多摩市総務部総務契約課契約係に提出してあること。ただし、多摩市に事業所開設後6ヶ月を経過していること。

3 入札参加申請書類

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書
- (2) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの建設工事等競争入札参加資格審査受付票の写し。
- (3) 案件ごとに対象となる申請業種の官公庁発注の完成工事实績の確認ができるもの（契約書等の写し）
- (4) 予定価格が建築一式工事については5,000万円以上の案件、その他の工事においては2,500万円以上の案件にあつては、「配置予定監理技術者等調書」と、技術者が確認できる書類（雇用関係が確認できるもの。監理技術者にあつては資格者証の写し及び講習修了証の写し、ただし、平成16年2月29日以前に交付を受けた資格者証を有する者は資格者証の写し、平成16年2月29日以前に監理技術者の講習を受けたものであつて、平成16年3月1日以後に資格者証の交付を受けた者は資格者証の写し及び講習修了証明書の写し。）
- (5) その他市長が対象工事ごとに定めた参加資格が確認できる書類

4 入札参加者の決定

入札参加資格がないと認めた者にだけ、申込締切翌日までに条件付一般競争入札参加資格確認申請書に理由を記入し、ファックスで通知する。参加資格があると認めた者には通知をしないので、設計図書等の販売日に必ず多摩市指定業者で購入すること。

5 入札の失格

- (1) 2の各号のいずれかの条件を欠いたときは失格とする。
- (2) 入札参加資格を得た者が指定された期日及び多摩市指定業者において設計図書等を購入しない場合は、入札参加資格を喪失し、失格とする。
- (3) 郵便の到着期限を過ぎた入札書は無効とし、当該入札は失格とする。
- (4) 最低制限価格を設定した場合、最低制限価格を下回る金額を提示した場合は失格とする。また、低入札価格調査制度を設定した場合は低入札価格審査会で検討した後、履行不可能と判断した場合、当該入札は失格とする。
- (5) 予定価格を上回る入札金額を提示した場合は、失格とする。

6 入札手続き等

(1) 入札方法

- ・ 入札は郵便によることとし、持参の場合は受け付けない。
- ・ 入札書は指定様式（多摩市役所公式ホームページに掲載されているものをダウンロードすること。）により行うこと。及び入札書郵送封筒は、設計図書等の販売時に配付する市指定のものを使用すること。
- ・ 郵送方法は、一般書留・簡易書留又は配達記録郵便で郵送すること。

(2) 設計図書等に対する質疑

- ・ 設計図書等に質疑がある場合は、書面により提出すること。書式は指定用紙（多摩市役

所公式ホームページに記載されているものをダウンロードすること。) なお、提出は所定の日時まで指定するファックス番号に提出すること。

- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 落札者は、最低制限価格を設定した場合は予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格において、最低の価格をもって入札をした者とする。同価格者が2名以上ある場合は抽選で決定する。低入札価格調査制度を適用した場合は、調査基準価格を下回った場合においては決定を留保する。
- (5) 入札日前に業者間で入札価格及び落札予定者等の調整は絶対に行わないこと。
- (6) 入札経過の公表については、入札経過調書により、件名、入札者氏名、入札金額、落札者等を多摩市公式ホームページへの掲載等により行う。
- (7) 落札者又は入札参加者から当該入札額の根拠となった内訳書の提出を求めることがある。

(8) 入札の無効

・本公告に示した競争入札に参加するにあたり、必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに多摩市競争入札参加者心得において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札日において次に該当する者のした入札は無効とする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当するに至ったとき
- ② 参加申込による書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき
- ③ 多摩市指名業者指名停止基準による指名停止措置を受けたとき
- ④ 役員等が贈賄により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき又は公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反したとして排除措置命令等を受けたとき
- ⑤ 法人税（個人事業主のときは所得税）及び市内業者の場合は法人市民税（個人事業主の場合は市民税・都民税）を滞納していることが明らかになったとき
- ⑥ 競争入札参加資格の有効期限が過ぎた者のした入札
- ⑦ その他、上記2に掲げる資格のない者のした入札

・当該入札においては、封筒に件名、会社名の記載のないもの及び封筒の件名と入札書の件名が異なるもの等は無効とする。

(8) 入札中止

入札参加者が2者に満たない場合は、入札を中止する。

- (9) 入札参加資格を認められた後に辞退する場合は、総務契約課へ問い合わせること。

7 契約手続き等

- (1) 契約書は、多摩市指定の工事請負契約書により作成する。
- (2) 契約保証金
 - ・ 多摩市契約事務規則第47条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。
 - ・ 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。
 - ① 契約者が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ② 契約者が過去2年の間に、市もしくは国（公社、公団を含む）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これを全て誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - ③ 契約保証金の納付は、多摩市契約事務規則第48条各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。
- (3) 労災保険加入確認書を提出すること。
- (4) 建設業退職金共済制度の加入
 - ・ 当該工事に短期雇用労働者を雇用する場合等は、建退共掛金収納書を提出すること。
- (5) 落札者が契約締結までの間に、地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合、及び多摩市もしくは国（公社・公団を含む）又は他の地方公共団体において指名停止を受けた場合等上記2の各号のいずれかの要件を欠いたときや上記6の（8）に該当することが明らかになったときは、契約を締結しない。
- (6) 多摩市競争入札参加者心得を遵守すること。
- (7) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に定める手続を遵守すること。

8 その他

- (1) 入札参加資格を得た者は、「郵便による条件付一般競争入札の参加資格等について（実施基準）」「多摩市工事請負等競争入札参加者心得」「多摩市公共工事の前払金取扱い要綱」等を遵守すること。
- (2) 入札を行う際は、「郵便による条件付一般競争入札・記入例」によること。
- (3) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第2条に該当する工事について、競争入札により落札者が決定したときは、遅滞なくその旨を落札者に通知し当該落札者と仮契約書を締結する。なお、仮契約書については、多摩市議会において可決された場合、本契約を締結する。ただし、否決された場合は、この契約は成立しない。
- (4) 付帯工事を伴う工事について、主となる工事の契約が成立しなかった場合は、当該付帯工事で落札決定されていても、契約の締結は行わない。

